## 第131号議案

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

平成27年9月25日

提出者 足立区長 近藤弥生

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例

足立区事務手数料条例(昭和33年足立区条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条中「交付の際」の次に「。ただし、申請者から申請の際に交付の際に来庁しない旨の意思の表明があつた場合に限り申請の際」を加え、同条第16号を次のように改める。

(16) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用 等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定す る個人番号カードの再交付

第2条第17号中「(平成25年法律第27号)」を削る。

第3条第1項中「住民基本台帳カードの交付については1件につき250円」を「個人番号カードの再交付については1件につき800円」に改める。

付 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

## (提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律の施行及び住民基本台帳法の改正に伴い、規定を整備する必要があ るので、この条例案を提出いたします。